

女と男——その虚像と実像——

青山治城

目次

- 一、はじめに——性差とは何か——
- 二、セクシスト対フェミニスト
- 三、女性差別撤廃条約と男女雇用均等法
- 四、むすびにかえて——人間それとも男と女——

一、はじめに——性差とは何か——

我々は人間であることが先なのか、それとも人間である前に女あるいは男であるのだろうか。男女平等をめぐる昨今の論議はとかく政治的な論議になりやすいが、そうした議論の前提としてこの問題は重要である。かつて友人の一人が初めて女性と付き合うようになった頃、「女って宇宙人だ」と真顔でいったことがある。その後、「男はどうして女を求めて・・・女はどうして男を求めて・・・」、「君たち女の子、僕たち男の子」とか「関白宣言」という歌が流行し、「君作る人、僕食べる人」といったコマーシャルが物議をかもしたことは、なお記憶に新しい。友人の驚きや流行歌に歌われるこれら男女の違いは一体何なのだろうか。問題は、もちろん、外見上明らかに認められる肉体的な差ではなく、日常的な行動や思考パターンの違いであろう。しかし、それはやはり先天的

生物学的な違いを反映したものだ、一般には考えられるかもしれない。だが、これに対しては同時に、いやそれは後天的な文化的な教育の差によるところが大きいのであって、生物学的性差を強調するのは人種差別の論理と同じ不合理な偏見に過ぎないという反論が直ちに提起される。

聖書によれば、女は男の肋骨から作られたことになっている。ところが、最近の生物学が明らかにしたところでは、性の分化経路は全くこれと逆であり、自然の最初の選択はイブを作ることなのである。つまり、人間を含む高等生物の発生過程における原型はみな雌であり、Y染色体やホルモンの作用、あるいは生存環境の変化などが加わって初めてそれが雄化する。たとえば、オーストラリアのサング礁に生息するチコベラという魚は小グループを作って生活しているが、グループ内の雄はただ一匹であり、その雄が殺されたりすると、他の雌のなかから最も大きく強いものがリーダーの役割とともに性まで引き継ぎ、卵子を受精させるための精子を作り始める。またオタマジャクシでも、水中に女性ホルモンを加えるだけで雄のオタマジャクシを完全な卵巣を持った雌のカエルに変えることができるという（『性の署名』七九頁以下参照）。生物学的な性の分化は偶然的な要素に左右されるわけである。

人間も生物である限りにおいて、少数とはいえ、男女の判定が困難ないわゆる半陰陽者が存在する。それは、生物としての人間の性分化の分岐点が決して一つではなく、その分化の過程がうまく運ぶかどうかはかなり偶然的な要因に左右されるからである。性分化の第一の分岐点となるのは、精子と卵子の結合においてそれぞれが持つ二三対の染色体のうちの一対すなわちXY染色体である（XXY型、XYY型なども存在する）。第二の分岐点に到達するのは受精後六週間の終わり頃で、この時にY染色体があれば精巣が形成される（しかしX染色体をもとに卵巣が形成されるにはなお六週間かかる）。第三は、精巣が分化した後には作られる性ホルモンの分泌であ

り、そこに含まれるホルモン・ミックス（妊娠ホルモンたるプロゲステロン、男性ホルモンであるアンドロゲン、女性ホルモンであるエストロゲンの三種の混合率は、男性と女性、または一人の個人においても常に一定というわけではない）が男性型である場合に正常な男性の内部生殖器が作られる。この段階で女性として進むためにホルモンの力を借りる必要はない。つまり、XY染色体を持ち、精巣が形成されていてもホルモンが男性型でない場合には女性型に進んでしまうのである。第四の分岐点たる外部生殖器の「造形」もこのホルモン・ミックスに影響され、女性の造形に必要なのはホルモンの刺激ではなく、男性ホルモンの不在だけなのである。

しかも人間にあっては、こうした生物学的性ばかりでなく、社会的に形成される性、心理的性があり、これらが不一致をきたす場合もめずらしくない。実際、人間の場合、内生殖器の違いから社会的役割の違いまで含めると、七種類の「性別」（社会的にあてがわれる性別、染色体の性別、性腺の性別、ホルモンの性別、内部補助器官の性別、外部生殖器の性別、心理学的性別）が可能であると言われている。つまり、XX型の性染色体を持った人間でも外見的に立派な男性として成長しうるのであり、その逆もまた可能である。したがって、女性でありながら男性としての性自認を持ち、男性でありながら女性としての性自認を持つことが実際に起こり、そこに肉体的（といっても生殖能力）と意識との深刻なズレが生じる。となると、第三者から見ても、いわゆる「性転換」「性的倒錯」願望を持った人々を「異常」として片付けることはできないことになる。「性差」とは決して二者択一的に単純に割り切れるものではないのである。

だが、自然的な化学反応による生物学的なレベルにおいてであれ、「育ち方」の違いに基づく意識のレベルにおいてであれ、我々はいずれかの性をともなった人間となる。中性的意識をもったまま生きることが困難である。では、これらの違いのうち一体何がそうした意識の差を生み出すのであろうか。そして、その違いには一体どん

な意味があるのだろうか。こうした問題に対して、右に見たような生物学的事実としての「自然」は決して決定的な論拠を与えるものではない。

したがって、「雌が原型である」という事実に対して、「したがって女は男になり損なったものだ」と言われる場合もあれば、「第一の性たる女を男が支配するのは自然に反する」とも考えられるのである。ここにセクシスト（性差別論者）とフェミニスト（女性解放論者）との対立も生まれてくる。次節ではセクシストとフェミニストの対立点があるのかを探るために、両者の仮想討論を試みてみよう。一般に男性が前者を代表し、女性が後者を代表する場合が多いが、ここではできるだけ中性的な立場で行いたい。とはいえ、日本語では男言葉と女言葉の違いがはっきりしているために、中性的に語ることも自体が困難である。フェミニストからすると、こうしたこと自体、男女差別が文化的なものであることの証左の一つと見られる。

二、セクシスト対フェミニスト

F…西洋においても言葉の使いかたに男女差があるし、女性蔑視の歴史は長い。ちょっとひろっただけでも、「卑怯な振舞いをしたり、不正な生活をしたりする者は、次には女に生まれ変わってくるだろう」（プラトン）とか「女は未完成な男」（アリストテレス）、「女はでき損った男」（トマス）、「女は子供と男の中間段階であって男になって初めて人間になる」（ショウペンハウアー）あるいは「女は思いつきや趣味、優雅さをもつことはありうるが、理想的なものをもつことはない」（ヘーゲル）、「最も低級な男といえども最も高級な女よりも限りなく高級である」（ワイニンガー）といった言葉がある。ここまで過激でないとしても、「女の徳は美しい徳であり、男の徳は高貴なる徳である」（カント）、「男は世界と外延的に関わり、女は内包的に関わる」（ジンメル）とい

った区別論がある。だが、こうした言葉には全く合理的根拠がない。

S…確かにかつては単に女嫌いの感情的な差別論もあったが、現代の我々はもう少し科学的な根拠をもとにしてゐる。男女の心理的・社会的な性差の基盤としての自然的差異は無視できないし、心理学的に言っても、純粹に中性的意識を持つ人間は考えられない。

F…生物学的には両性具有的な存在もあるのであって、自然的性差は程度の差にすぎないし、中性的意識を持つ人間も大いに考えられうる。性自認、すなわち性的アイデンティティーが必要なのはそれを要求する社会の中で生きなければならないからにすぎず、それ以上の根拠があるわけではない。一般に言われる性的分業も、文化によっては逆転しており、男性的女性、女性的男性も存在するのであって、性差よりもむしろ個人差の方が大きい。男と女という分類は社会的・文化的なカテゴリーであり、人間は男または女に生まれるのではなく男または女に「なる」のである。

S…しかし、その文化的カテゴリーというのはどのようにして形成されてきたのか。はじめから男または女であるのではないとしても、なぜ我々は男または女になるのか。

F…基本的には、それは生活資料の生産と生命の再生産との役割分業に基づく。

S…発生的にみれば、それは男女共に関わってきたものだ。

F…それはその通りだが、生産力が増すにつれて生活の糧を得ることの方が生活を安定させ豊かにするものとして重視され、生命の再生産は自然的なものともなされて劣等視されるようになった。そこに男の支配、女の従属という構図ができあがったのであって、我々が問題にするのもこの点である。自然の脅威を克服し、それをコントロールすることによって人間は生産力を増大してきたのであり、その力を背景にして男は女を支配して

きたのである。そうした意味で自然を超える能力を発揮することを人間の人間たるゆえんとして肯定するのであれば、女が産む性としての自らの自然的制約をコントロールすることを批判する資格を男は持たない。

S…それは私の質問の答えにはならない、産む、産まないということだけではなく、男と女には脳を含む肉体的な能力差があるのであるから、それは従事する労働の違いに反映しているはずである。社会的影響のまだ少ない幼児に関する最近の研究によっても、言語能力や空間認知能力にかなりはつきりした違いがあることが確認されている。

F…そうした能力差は個人差の方が大きいし、乳幼児期にはほとんど男女差がないという研究結果もある。労働との関係についていえば、我々が問題にしているのは、自然の脅威にさらされていてもっぱら肉体的な力による獲物の獲得が生存を左右した時代のことではない。農耕が始まり、生活資料の蓄積がなされるようになってからは、奴隷を始めとする被支配者層が生まれた。男と女との関係も基本的にはそうした支配と従属の関係である。アメリカの奴隷解放に際して、現状の生活に満足して解放を望まなかった奴隷もかなりいたといわれる。現在の女性解放にあまり乗り気でない女性たちも、自分たちのおかれた状況をしっかりと把握する必要がある。

S…そうした主張には矛盾がある。というのは、産業社会といわれる現状を肯定的に評価しながら、それを支配・従属の関係であるとして否定的に捉えてもいるからだ。そもそも、労働とは人間にとって一体何であるのかといった根本的な問題についての視点に欠けている。誰かもいつていたように、近代以降の細分化され、技術化された労働は人間疎外を招く。家事労働が抑圧的であるとすれば、外に出て働くことも会社などの組織に抑圧されることには変わりはない。このところ中年男性の自殺が増えていることから窺えるように、外で働くこと

は、男性にとっても必ずしも自由な自己実現をはかる道ではない。自分の適性に合わない仕事は苦痛でしかない。男女の間でも平均的に言えば適性に差があるのであって、何でも等しくすればよいというものではない。

F…それは、「男は仕事、女は家庭」というステレオタイプを押しつける際の常套句であるが、奴隷には奴隷の適性しかないといった差別意識と変わりが無い。我々は、男性が中心になって生み出してきた産業社会構造のマインスマスを無視しているわけではない。人間疎外を生み出した社会構造を是正していくためにも、政治、経済、科学などあらゆる分野において女性が決定権を行使しうる地位を確保することが必要である。しばしば指摘されるように、具体的な施策を行う場合のきめこまかな配慮に関しては女性の視点の方が優れている。平和を導くためにも男性ばかりではなく、女性の視点を取り入れていく必要がある。

S…それもまた矛盾したい方だ。一方で男女の差はないような方をすると同時に、他方では今のように男女の違いを生かさなければならぬという。誰がいったか忘れたが、女性が国家の指導者になると国を滅ぼすという見方もある。政治などの分野は本質的に男性的な原理で動いているのであって、そこに進出した女性はすでに男性化しているのだともいえる。ある経済学者が政治家になった時、彼は、「かねての主張通りあなたの経済理論が実行されれば我國の経済はよくなりますね」といふインタビューに対して、「政治家になった私にはもはや経済学者ではない」と答えたという。このエピソードは、異なる分野が異なる原理を持っていることの傍証にはなるであろう。

F…我々の主張は決して矛盾してはいない。男性原理・女性原理といったものがあるとしても、それは生物学的男女に等しく分け持たれているのであるから、生物学的性差だけで特定分野への進出を拒否する理由にはならない。政治的な女性、家庭的な男性も存在するのであって、自由な社会参加の道を確保することは、人権を守

るために欠かせない条件である。

S…人権という考え方は、性差はもとより現実に存在する個体差をも捨像した抽象的理念としての人間を対象にしたものだ。子供と大人とではその扱い方が違うように、個々人に認められる人権の現実的な内容は異なっている。また、たとえばプライバシーの権利と知る権利との間に見られるように、個々の人権カタログの間には抜き難いコンフリクトがある。しかも、人権の主張には、参政権など社会参加の要求という積極的なものと外部的干渉を排除する自由という消極的な面との矛盾がある。既製の政治的枠組みにとらわれることを拒否するために行なわれている、いわゆるコミュニティー運動などがもうひとつ成功しないのも、それへの参加を拒否する自由との調整がうまくいかないからである。したがって、ただ人権の擁護を叫ぶだけではなく人権の自身をこそ考慮しなければならない。人権理論とそれを裏打ちしている近代の市民社会論には、予定調和的なもの以外の具体的な社会形成原理が欠如している。「フェミニズムのユートピア」などと言われるのも、そのためである。

F…我々もはや、市民社会の論理を純化させることで女性解放が実現されるとは考えていない。しかし、権威からの解放、人間の本質的平等という理念は是非とも継承しなければならない。

S…私が問題としているのは、個人の自由とか平等というその理念そのものの非現実性である。あるフェミニストは男女間に経済的依存関係がなくなれば男女の愛も純粋な形で可能になるというが、愛にはそもそも個を解体する側面がある。何らかの意味で個の自己否定といったものがなければ愛は成立しない。あるのは、相互の道具化だけであろう。愛などというものを持ち出さざるをえないというところにフェミニズムの不徹底性がある。

F…我々は、「女性は家庭に」というステレオタイプを押しつけることで、女性を一方的に「子産み、子育て機械」におとしめることに反対しているのである。実際、無報酬の家政婦を雇い、自分の子孫を残すために結婚するといった利己的な男性も少なくない。かつての我々の仲間には、女性が真に男性と対等になるために生殖機能の排除、具体的には子宮の切除を主張したものもあった。現代の我々はそれほど過激ではないが、人工子宮の研究などは進めるべきだと考えている。自然破壊につながるその他の科学技術を認めておいて、こうした研究だけを否定するのは、どうみても不公平である。先に奴隷解放の例を持ち出したが、現在なお多くの女性には解体されるべき個自体が確立されていないのであって、さしあたり女性の自立が先決問題である。子育てが大事だというなら、男性もそれにもっと参加すべきである。

S…家事、育児に拘束されていることと自立していかないということは、決して同じではない。男性がそうした活動を行っても、やはり自立していかないことになるのであろうか。家庭に在る限り解放されないという発想は、我々の先輩が立てた「男性⇨理性的、能動的」「女性⇨感性的、受動的」という論理に立つものである。家事などの場面でも、理性的、能動的な働きは不可欠であり、本能的な動物の子育てと文化的な人間のそれとは基本的に異なるものである。

F…そうだとしたら、これまでの伝統的な性別役割分業は、もつと相互乗り入れしていくべきであろう。我々は何も家庭に在る限り解放されないといっているのではない。女性が家事労働以外の場面で能力を発揮する可能性を初めから閉ざすような仕組みを変えなければならぬ、といっているのである。

S…個々の場合を考えれば、結婚や子供よりも仕事中心に生きたいと思えば、その能力を十分にそなえた女性もいるだろうが、全体的に見ればやはり女性の出産役割というものは大きい。最近の研究によれば、胎児の頃から

のつながりに発する母子関係の重要性が指摘されている。育児は男性にもできるという議論もあるが、子供から見れば乳幼児期における母親の役割は男性が代替しうるものではない。今フェミニストたちが女性解放の運動に苦勞しているように、一旦定着した制度を改革することは容易ではない。したがって、もしも女性が今の男性と同じように家庭責任を二次的なものと考える風潮が一般化してしまったとすると、特に子供の教育に関して何らかの弊害が生じてもそれを解消することは困難になる。

F…それは男性側の勝手な論理だ。子育ての問題は、男女共同して解決していかなければならない問題であって、女性だけに責任を押しつける方がおかしい。子供の視点というが、仕事が忙しすぎて父親がほとんど家庭にいないという現代の家族形態の方こそ異常であって、男女ともに労働時間を短縮して家庭での生活時間をもっと増やす努力をするべきである。女性が今の男性並に働くのではなく、男性が女性並の労働に向かうことが必要である。といっても、もちろんそれは、子育ての重要性というきれいごとの論理に従った場合のことである。あなた方は、女性に家庭責任を押しつけておいて男性の労働力をフルに利用し、一定時期のみ女性の労働力を安く簡便に活用しようとする資本の論理を見ていないか、あるいは意識的に隠蔽しようとしている。それがむしろ現実だ。

S…子供の問題に関して男性側にも問題があることは認めるが、だからといって女性もその男性と同じ問題を生み出すようにしようというのはおかしい話だ。我々は、男女問題をも現代の社会および人間の問題として位置づけようとしている。したがって、どうしても原理的なところ、すなわち男性原理、女性原理といった問題から考えなければならぬ。具体的には、現在の産業社会構造を改革しないまま機会均等を中心とした男女平等を推進することは女性間ないし国際間の格差を広げる危険性がある、と考える。これに対して、あなた

方は、あくまでも近代的な個の論理を前提として、現代の産業社会における女性の役割の拡大を求めている。我々が基本的と考えることは、我々のいう原理的な問題が決して観念的、抽象的なものではないということである。生物学的な性差との関係についてはなお不明な点も多いが、いわゆるジェンダーないしセクシュアリティの確立がないと個としてのアイデンティティも確立されないといわれているように、何らかの意味で性差の意義を考える必要がある。それを単に自然的とか文化的というようにカテゴライズするだけでは足りない人間にとつてもはや完全な意味での自然が存在しないのと同時に、自然と全く関わらない文化も考えられないからである。

男性原理と女性原理あるいはセックスとジェンダーの区別は、逆説的に聞こえるかも知れないが、人間を生物学的な意味での男と女に確定的に分類せずに、その多様なあり方を認めるのに役立つ。それを単なる男女差別論とみることは、対象を外部的に見て常に二分化せずにはおかない自然科学的発想による。フェミニストの議論にすでに何度か指摘したような矛盾が見られるのは、自然と文化の相互媒介的なあり方に対する視座に欠けるからである。自然的とも文化的ともいえないような、しかし現実に機能しているジェンダーの差を無視する点で、我々よりもかえって観念的抽象的になるのである。

F…文化人類学が明らかにしたように、男女の社会的役割には多様性があり、先天的な要素よりも環境に対する適応ということの方がその決定要因として重要である。産業社会の構造に問題があるとしても、それは個々人にとつての環境であり、男女ともにそれに直接ぶつかって行かなければ改善も望めない。セクシストの議論は、その意図がどうであれ、原理的とかジェンダーといった極めてあいまいな概念で現実の差別を正当化する方向に働く。男女の愛をロマンティックな形で美化したり神聖視したりすることは、動物的な性欲本能あるいは自

分または家の子孫を残すという利己的衝動に基づく制度的な抑圧構造を覆い隠すものでしかない。

我々はそもそも、家族が崩壊していくのは必然的な現象と見ている。少なくとも女性にとっては、崩壊して困るような情愛に満ちた理想的な家族などかつて存在したことはない。その意味で愛国心とか親子の愛といったものも、一部の者の利己的欲求を満たすために他の者を利用するための、そしてその実態を覆い隠すための美名にすぎない。つまり、それらはすべて歴史的相対的に存在したにすぎない制度的なものであり、そうしたものに固執するよりはもっとバラエティー豊かな共同生活形態を認めていくことの方が、自然的共感性に根差した真の共同を可能にするであろう。ヒッピーその他の運動も、制度化し硬直化した家族共同体を拒否して、真に生きた人間共同体の再編を目指した試みである。

二、女子差別撤廃条約と男女雇用均等法

前節では、現在の男女問題として議論されている論点を浮き上がらせるために、双方とも多少極端な立場をとらせたが、実際には最近のフェミニスト運動はそれほど過激ではない。むしろ、男女の差異を認め、その差異の生み出す創造の契機を重視する「差異派フェミニズム」が盛んである。しかし、法的、政治的分野における男女関係の変遷が両性平等の方向に進んでいることは明らかである。女性の参政権の獲得に始まるこの流れは、一九七九年の国連総会において採択された女子差別撤廃条約によって大きなエポックを画することになった。この条約は、「国際婦人の十年」中間年にあたる一九八〇年の世界会議において、一九八五年までに批准することが約束され、一九八一年には二十箇国の締約国を得て発効した。我国においても、一九八五年、これを批准するための国内法整備の一環として男女雇用均等法が五月に成立し、六月には同条約が批准された。

女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women) は、その前文においておよそ次のような基本理念を表明している。まず第一に、女子差別は権利の平等、人間の尊厳の尊重という原則に反するものであり、本条約は国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約等の理念を具体化するためのものであること、第二に、各国の健全な発展と国際平和実現のためには「あらゆる分野」における男女の平等が前提条件であり、それを実現するためには「正義」に基づく新たな国際経済秩序の確立が必要であること、第三に、母性は社会的に重要であり、出産役割は差別的扱いの根拠となりえないこと、したがって子供の教育は女性だけではなく男女および社会全体の責任であること。そして、「社会および家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要な」と明記している。

これまでも女性の社会的地位確立のための国際的な条約や勧告はILO (International Labor Organization) を中心に行なわれてきたが、そこにはなお家庭責任は基本的に女性にあるという考えが基礎にあり、それと調和しうるような労働条件を整備することが求められていたにすぎない。これに対して今回の条約は、「男女の定型化された役割に基づく偏見および慣習その他のあらゆる慣行の撤廃」を締約国に求めている。つまり、男女役割分業論が明確に否定されている点で非常に画期的な条約といえることができる。もっとも、ILOにおいてもすでに、「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」(一九六五年一二三号勧告)であったものが「男女労働者特に家庭責任を有する労働者の機会均等および均等待遇に関する条約」(一九八一年一五六号条約)へと発展している。

我国においても本条約批准に向けて、先には勤労婦人福祉法が一部改正され(一九七二年)、その後民法(配偶者相続分の引き上げ、一九八〇年)、児童福祉法、母子福祉法(一九八一年)、国籍法、戸籍法(一九八四年)な

ど一連の法改正がなされた。そして今回、賛否両論さまざまな問題を含みながらも、ともかく男女雇用均等法の成立を見たのである。この法律は、内容的には勤労婦人福祉法の改正と改称、労働基本法他十三の法律改正からなり、正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」という。

しかし、本条約の理念を実現するために整備すべき法的問題はなお多数残されている。最も基本的な問題は、現在の民法起草の際GHQ案に示され、国際人権規約にもうたわれている「家庭に対する法的保護」の条項が依然削除されたままである点である。世界人権宣言などにおいても規定されている社会全体の家庭責任に関する規定が、我国の法律にはないのである。その他細かい点については、民法における婚姻年令の差、女子だけにある再婚禁止期間、夫婦別氏制や未婚の母子保護の問題等々、刑法に関しては堕胎罪や強姦罪における男女差の問題などがある。

これらは従来 of 社会秩序の根幹に関わる問題であり、急激な男女平等の法制化は文化的生態系を破壊するといふ議論もある。しかし、逆に条約の理念の具体化を促進しようとする側は今回の男女雇用均等法を有害無益と断じる。その論拠は、募集、配置、昇進に関する規定が事業主の努力義務に止められたこと、雇用差別に関する紛争処理のための調停が事業主の同意を条件とすること、育児休業などが認められず家庭責任への配慮に欠けること、全体として政府の裁量に委ねられる部分が多すぎることなど、法的強制力に欠けるといふ点である。「平等原則によりながらもその目的はあくまでも働く女性の福祉の実現に置く日本式雇用平等法」と評されるのも、本法が我国特有の被差別意識の希薄さ、男女役割分業論の根強さを反映しているためであろう。

しかし、国家間の伝統や体制の違いによって男女平等実現の足並に差があることはやむを得ないであろうし、世界の趨勢がすべてそのまま正しいと考えることもできない。すでに述べたように、最近のフェミニズムの論調も、男女の完全な平等ということではなく、男女の違いを生かした平等という方向に転換しつつある。また、出産育児を通じて男性よりも自然的生に近いとされる女性の特徴を生かして自然破壊等に有効な歯止めをかけようとするエコロジカル・フェミニズムの運動も盛んになってきている。これは、とにかく女性が仕事をもちさえすればよいといった風潮に対する反省から出てきた動きといつてよいであろう。実際、利潤追及を至上命令とする産業社会において男女が共に仕事をもちつつ家庭生活をしようとする時、おそらく双方とも仕事を優先せざるをえないであろう。それに、両方をうまく両立させようするのは時間的に余裕のあるエリート層に限られ、別の形の不平等を生む可能性もある。

「フェミニズム」ということは「空想的社会主義者」(フリーエ)に由来することからもわかるように、男女平等論には、画一的な定時間労働におさまりきれない人間労働の特殊性と実状への配慮がそもそも欠落している。また、男と女のどちらかが外に出て働き、どちらかが家事をするという考えかたと、両者が共同で両方の仕事をするという考えかたとは基本的発想において違いがある。前者は伝統的に一組の男女を中心とする家庭を社会の単位とみる立場であるのに対して、後者はあくまで個人を単位と見る立場であるから、この観点を貫徹するならば共同生活の形態は原理的に男女とその子に限らずどのようなものであってもかまわないことになる。つまり、家庭をも一つの社会と見る見かたである。しかし、ヘーゲルが調和的一体的な関係としての家族と「欲望の体系」としての市民社会を原理的に区別したように、後者の原理だけで家族関係をも律することはできない。そのことは、現在の社会主義国やイスラエルのキブツにおいて生じている諸問題が示している通りである。

たとえば、ソ連では「労働と母性との結合」という基本路線の下、母親であるということをも理由とする職場が

らの排除や経歴の切断というのではなく、学習、訓練の機会も制度的に男女平等に開かれているが、特に出産のために時間を取られる女性と、そうしたことのない男性との自由時間の差が労働者としての階級差、研究職における学位取得の差となつて現れている。労働と家事との全き男女平等を旨としたキブツにおいても同様に、体力の差や出産に関わる時間的な差のために女性はそれまでの役割に逆戻りして、結局女性はもとの状態以上に困難な状況に置かれてしまうということで、キブツを去っていく男女が増えているという。

また、ソ連においても離婚は増えているが、その際、母子関係の尊重という伝統的なステレオタイプがなお生きていたために、離婚した男性には自由は残されているが、子供とともに住居を失い、子供のための養育料給付も失うのに対して、女性は自由とともにこれらすべてを手に入れる。こうした現代の「母権制」による逆差別に對する男性の異議申し立てが行なわれている。

このように、男女の問題は、この両者が何らかの形で家庭を形成する限りに於いて、構成原理を異にする家庭と社会とをどのように調和させるかという基本的な問題に関わらざるをえない。そしてそれは、広い意味での「個人と社会」の問題である。すなわち、何らかの形で協同せざるをえないと同時に自己の主體的自由を求めるという人間の現実が宿命的に抱える古くて新しい問題である。そしてこれは、個々人としては誠意に満ちた人間が戦争などの状況においては国家や社会というものを背景として、「誠実に」残虐行為を行いうるのはなぜか、という問題につながる。そこで最後に、男女問題に即してこの問題に若干の考察を加えておこう。

四、むすびにかえて——人間それとも男と女——

男女の違いを強調する立場とそれを否定する立場、この二つは容易に妥協点を見出し難い。その基本的な理由は、一方が「我々は人間だ」という「自明な」事実から出発するのに対して、他方は「我々は男（あるいは女）である」というこれまた「明白な」事実を起点としているところにある。こうした「事実」そのものについては双方に争いが無いにもかかわらずその意味づけにおいてズレが生じてくる。

生物学的事実に関して最初に挙げた例の他にもたとえば、無性生殖を行う原始的なもの以外ほとんどの動物が雌雄異体であることから、生物が進化の過程で獲得した性的二型は生存に有利であったからに違いないのであって、それは人間の男女分業を押し進めた重要な契機になっていると一方が主張すれば、他方は、生物界でも植物では雌雄異体の方が原始的で高等植物はみな雌雄同体であり、生存にとっての有利さといつても、それは種の保存というよりは個体が自分の遺伝子を残すという利己的なことと考へざるをえないような例もある、と反論する。前者の極端な立場を生物学的決定論だとすれば、後者の立場を極端に押し進めて男女差はすべて社会的地位に結びついたものだと言張するのは文化的決定論である。

このような対立の背景を考へる場合に避けて通れない問題の一つに、近代の市民社会論とそれの大きな支柱である人権思想がある。ごく簡単にいえば、市民社会論というのは社会を自然とか宇宙といった大局的な観点からではなく、その構成要素たる個々人の視点から見られるものであり、社会は個々人の生存を保護するためのものと観念される。したがって、原則として社会よりも個々人が優先され、各人の生命とそれを確保するための基本的自由、財産を人権の内容として承認することが社会に對して求められる。その場合の個々人は抽象的な人間であるから、当初参政権を認められたものが少数であったように、その人権が具体的に保証される人間の範囲とその程度は、現実には限られたものになる。その範囲を拡大すること、人間＝男性と見て女性を男性（＝人間）からの偏差でしか見えない見方を変革することが、女性解放論の主たる課題とされる。したがって、女性解放論は、明ら

かに近代市民社会論の延長線上にあるといつてよい。

しかし、そこで前提されている抽象的な人間、無規定な権利主体としての人間という考えかたに問題はないのであろうか。政治的な場面では民主主義の主体として、経済的な場面では所有や契約の主体として前提せざるをえない極めて重要な概念であるが、そうした法的権利主体としての人格を魂の自律という場合の人格と直結させることはできない。後者において問題となる人格は無規定であるどころか、むしろはっきりした個性をもっていないはずであり、両者の間には対立の契機がある。魂の自律という思想は現代においてもなおその重要性を失っていないが、経済的自立を促す産業社会の論理は、そういうものを無視して個々人を単なる齒車と化す。そこでは人間はつねに代替のきく部品にすぎない。経済的に自立するためには個性的人格の自立を殺さなければならぬ、というのが現代の基本的問題である。したがって、経済的依存関係という不純な要素を取り除いた時に自立した魂の本当の出会いと愛も可能であるという議論は、巧妙な論理の逆転に基づいている。経済的自立の思想は生活資料生産の重要視に発するものであったが、それこそが魂の自立を脅かし、男女の不平等を生み出した元凶であったはずだからである。

現実在即して考える限り、人間はつねに自然的、社会的な制約の下にある。その制約がいかにかに不条理であっても、それを急激に解消しようとする場合には別の不条理を生むことになる。それは、急速な技術革新が環境破壊や核戦争の脅威を生んだことなどを見れば明らかである。男女問題を考える場合でも、「人間はその自然において社会的文化的な存在である」という矛盾した事態から出発しなければならないであろう。その意味で、生物学的決定論も経済文化中心主義もともに一面的たるを免れえない。人間文化の深層構造に即した議論が要請されるゆえんである。

ところで、男女差別論は何らかの実体的差異に基づくのではなく、「排除の論理」に基づく、といわれることがある。女性を職業や特定の社会的地位から締め出すのは、「女性である」からというのではなく、実際は「男性ではない」ということが根拠になっているのである。しかし、コトバを中心とする人間の文化においては、世界認識の方法が混沌たる世界の分節化（切り分け）に由来せざるをえない以上、常に他なるものの排除が含まれる。その意味で「排除の論理」を含まない論理はない。セクシストとフェミニストの議論が過激化していくのもそのためである。男女役割に関するステレオタイプが問い直されると同時に、人間とか人権というものも検討し直されなければならないであろう。人間を中心にする考えかたも、自然や動物を排除する論理に転化しやすいからである。

これはコトバによる文化を持った人間の宿命的ダイレンマであって、これを一刀両断に断ち切るような剣は存在しない。何らかの分節化に基づいた個別的分野についての専門的探求がなければ学問は進歩しないが、同時にそれらを統合する学際的視点がなければ独善的になる。したがって、男と女という分節化においてもそれぞれの特性追及をタブー視することができない反面、他の動物や自然との関わりをも考慮しつつそれを統合するような視点も必要である。いいかえれば、ジェンダーといわれる場合の性別役割分業の基盤としての両性間の性差を再度確認すること、と同時にそれに還元しきれない人間の特性を理解し、個体的多様性を認めることが必要である。

国連における女子差別撤廃条約に見られるように、世界の趨勢は伝統的な性別役割のステレオタイプを柔軟化し、一夫一婦の婚姻制度をはじめとする家族形態をも解体していく方向にあるといつてよいであろう。実際、我が国においても、平均寿命の延び、子供数の減少などともなうライフ・サイクル、ライフ・スタイルの変化は大きく、伝統的に女性に割り当てられてきた役割は相対的に小さくなってきている。つまり、家事分業が平等化、

協力化し、分担する家事領域の男女差も少なくなりつつある。

しかし、また同時に家事分業のありかたの家族間における相違も拡大しているのであって、こうした変化が混乱なくスムーズに行なわれるかどうかは判断を許さない。現在問題となっている家族問題の多くは社会構造全体の問題であり、こうした変化の急激さと多様化に対するとまどいに起因しているように思われる。したがって、これからしばらくの間続くであろう過渡期においては、これまでの制度的枠組みに従った生き方に安住していることはできないであろう。多様性を受容しつつも、そのなかに本物と偽物とを見分ける柔軟かつ冷静な精神構造の確立、それは男性にも女性にも、そして人間に対しても求められる重要な課題である。

本稿では触れられなかったが、現代の生命科学は、男女の産み分け、人工受精、体外受精あるいは動物を含む他の人間の子宮を借りての出産をすでに可能にし、さらには近い将来、人工子宮および受精を介しないクローン生殖までも可能にする勢いである。こうしたことが現実のものとなった場合には、子孫を残すための男女の共同作業さえ不必要になりうる。大きな混乱も予想されるが、すでにその一部が実現されているという現実は認識しておくべきであろう。

《参考文献》

上子武次『家族役割の研究』ミネルヴァ書房、一九七九年。

E・E・マッコビイ編（青木やよひ他訳）『性差 その起源と役割』家政教育社、一九七九年。

J・マナー、P・タッカー（朝山新一他訳）『性の署名』人文書院、一九七九年。

N・チョドロウ（大塚・大内訳）『母親業の再生産』新曜社、一九八一年

水田珠枝『女とは何か』新泉社、一九八二年。

G・ミッチェル（鎮目恭夫訳）『男と女の性差』紀伊国屋書店、一九八三年。

E・シュルロ、O・チボー編（西川裕子他訳）『女性とは何か』上（身体篇）・下（心理・社会篇） 人文書院、一九八三年。

I・イリイチ（玉野井芳郎訳）『ジェンダー 女と男の世界』岩波現代選書、一九八四年。

南博十日本心理センター編『女と男 日本人学からのアプローチ』TBSブリタニカ、一九八五年。

W・ヴィックラー、U・ザイプト（日高敏隆監修）『男と女 性の進化史』産業図書、一九八六年。

L・イリガライ（浜名優美訳）『性的差異のエチカ』産業図書、一九八六年。

その他条約、法律関係については、

『法律時報』一九八一年七月号（特集Ⅱ男女平等と法）。

法学セミナー増刊『女性と法』日本評論社、一九八四年。

同『女性そして男性』一九八五年。

ジュリスト増刊総合特集『女性の現在と未来』有斐閣、一九八五年。

（本稿は、阿南成一教授の指導の下、基礎理論研究室を中心に行われてきた読書会——Carol McMillan, Woman, Reason and Nature, Princeton Univ. Pr., 1982.——の成果である）